

令和4年第4回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和4年12月19日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜章 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	青木 正道 君
政 策 企 画 課	長	布袋 哲朗 君
財 政 課	長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷 英一 君
税 務 課	長	大越 達也 君
住 民 課	長	松永 重生 君
福 祉 課	長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課	長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越 聖之 君
建 設 課	長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水 敬子 君
会 計 課	長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課	長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第4号

令和4年12月19日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてたゞすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番通告，5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） こんにちは。9番通告，5番石井公一郎でございます。傍聴の皆様には，ありがとうございます。

今回の質問は，1点目として，旧東文間小学校跡地利活用について，2点目が利根中学校の武道場についてでございます。

それでは，1点目の旧東文間小学校跡地利活用について。

今年3月の議会で，町長は，旧東文間小学校の跡地利用については，平成23年3月に策定された学校跡地利活用計画に基づいた利活用を考えていると。この計画においては，学校の跡地利活用の基本方針として，三つ示されております。一つは，町の財源につながる民間施設の誘致。二つ目として，町の活性化につながり市街化調整区域内の立地条件を満たす。三つ目が，町民が関われる使い方。

そこで，昨年8月には名古屋市の事業者が学校校舎及びグラウンドを活用してキクラゲの栽培を行いたいということで，町に令和3年8月に提案書の提出がありました。業者が開発行為の許可に向けて県と協議をしているということでございます。また，令和3年12月には土浦市の事業者がプールを活用してマス，ウナギの養殖をしたいという話があり，令和4年1月に町が賃借条件等を説明したとの答弁がありました。

その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，石井議員の御質問にお答えをいたします。

旧東文間小学校の跡地利活用の進捗状況でございますが，学校校舎及びグラウンドを活用してキクラゲの栽培を行いたいと提案がございました。名古屋市の事業者については，今年3月からの状況に変化がなく，現在も茨城県へ開発行為の許可に向けた協議を行っているところでございます。プールを活用したマス，ウナギの養殖につきましては，事業者より6月13日に事業の採算について再度検証を行った結果，収益が見込めないで辞退する旨の話がございました。

今後も，引き続きプールを活用していただける事業者の募集をしてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今，町長から，キクラゲの名古屋市の業者については，まだ県のほうと開発行為というようなことで進んでいないと。本当に，この業者は来る可能性というのはまだ分からないのでしょうか，県の開発行為が下りないと駄目だというようなこ

とだと思っただけでも。

もう1点のウナギ、マスについては辞退された。これは、ライフラインが電気、水道とか全部、何と言うのかな、何も来ていない状況でしょうから、だからそれを町がやって、はい、どうぞ来てくださいと言うのか、業者がやりたければどうぞ、電気を引いて、水道を引いて、あらゆることは業者がやりなさいよというような考えですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） まず、都市計画法の開発許可については、担当課の課長に答弁させます。それと、プールを活用した電気とか水道、これは井戸を掘ってやる予定だったのです。井戸を掘って東文間小学校のプールを使った場合に、あのプールだけではウナギとマスの売上げが狭いので上がらないということでした。

また、根気強く違うところを探しながら、プールですからやはり魚類がいいのかなと考えているのですが、いろいろな意見を聞きながら、なるべく利益が上って、それをふるさと納税みたいなもので使えたらいいなという考え方もあったのですが、辞退されたということで、これからどんな方法があるか相談しながら決めていきたい、町にとってもプラスになるような使い方をしていきたい。

壊せば更地で今度は何も使えない場所になってしまうので、何とかやっていくという考え方ではいるのですが、開発行為からプールの利用からあぁなってしまうと、なかなか難しいものがあります。電気が全然駄目で、設備関係も全然駄目。よく私言うんですが、いろいろ全部整えると3億円、今の時代だからもうちょっとかかると思います。直して貸すには、4億円近くかかるのではないかなと。家を貸す場合でも大家さんは家きれいにしてお貸ししますが、現状で来てくれという話ですから、なかなかうまく進まないというのも御理解いただきたいと思います。直さないで今の現状で来ていただくというのは、非常に難しいなとつくづく感じているところです。

○議長（新井邦弘君） 清水課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） それでは都市計画法関連でございますが、旧東文間小学校は市街化調整区域内に立地しておりまして、議員の御質問にもございましたが、跡地利用につきましては、市街化調整区域の立地基準を満たすことが必要となります。

今後は、事業者には学校校舎とグラウンドの具体的な跡地利用計画をお示ししていただき、それをもって、都市計画法に基づく開発行為の許可機関でございます茨城県と引き続き協議をしていただくこととなります。

現在の開発行為の手続状況なのですが、開発の今の段階では申請までには至っておりませんので、御報告いたします。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が話されたとおり、旧東文間小学校はもう13年も経過している、相当老朽化はしていると思うんです。だから、そこに業者が来て、業者がああ

校舎なりプールなりを使うということについては、本当に業者が、今、町長言ったように、3億円も4億円もかかります。それで、本当に何と言うのかな、利益が上がる、本当にこれ頭悩ましているところだと思うのです。

ただ、誰もうまい考えで、それがわざわざ3億円も4億円もかけて本当にやる業者がないという、本当に難しい問題なのかなと思うのですけれども、あれも取り壊すにしても、前に町長が言ったように、1億円先もかかるんだと。だから、更地にしたら何にも、もう更地だから誰も来ないだろうと。その先にある体育館についても、もうぼろぼろだと思うんです。それを職員が維持管理、木を切ったり根っこまで取って運んだり、校舎は女性職員が掃除をしたと、それだけの維持管理をしていく上で、本当にうまいやつがあれば、これだけ3億円も4億円もかけて、業者がはいと手を挙げて、今も開発行為が市街化調整区域だから、まだ県のほうまで行くまでの段階ではないと、そのような中で本当に難しいと、本当に町長も頭抱えていると思うのです。

お金になるような、この前の質問のときは、キクラゲが来てもらって、職員というよりも、町の雇用もできて、それは本当によくなるのかなというような解釈をしたのです。そのようにうまく行けばいいのしょうけれども、難しいのかな、3億円とか4億円まで出してあそこに来る業者というのは。これを町が皆さんPRしながらやっていて来ないとなれば、先ほどの土浦のウナギとかマスとかということを言われましたけれども、撤退してもう来ないよと、町長も頭痛いと思うのですけれども、もう1回どうですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども申し上げましたが、やはり町では直せないというのは、これは事実なので、今そんな関係も反省として自分で感じておりますので、今度、利根小学校統合に向けて整備していますので、文小学校、文間小学校同時に跡地利用を考えていかないと東文間小学校の二の舞になるのではないかとということで、協議会立ち上げてやっているところです。

それで、粘り強くという言い方いつもしますけれども、諦めないで、今現在、負の遺産ですから、私、就任してからいろいろなところ見ていますと、負の遺産というのがたくさんあるんです。職員が利用できない土地の草刈り、これは本当にお金かかっています。農政課で草刈り行ったり、建設課で利用できない土地の草刈りやったり、そういうものを整理していくと、もうちょっと住民サービスのほうにお金が回るのかななんて考えたり、いろいろ考えて、いい事業者いないとか、キクラゲの場合はこれが向こうから来るということで、進捗状況、私も何回も聞きながら見ているところなのですが、直して貸す考え方はありませんので、何とか校舎とグラウンドを使っただけでやっていくような方向で持っていきたいと。

また、昔、町で、国の補助金かな、キノコ工場も交渉中です。もえぎ野台の下にある。あれもあれしか使えないんです。ほかのことにあの建物使えないですから、補助金で造っ

たということで、違うもので使えない、壊せない。長年たっていますので、いろいろ壊れて。前、議員の中でこんなところに建物あるのかという質問されましたけれども、屋根、雨が入っちゃうので屋根修理の費用とか上げたときにも、何だこれ、どこだなんていう質問も受けましたけれども、そうやって一銭も生まないところ、住民サービスのできないところにお金かかり過ぎだというのは反省点です。それを一つずつ今解決していくしかないのかな。

東文間については、私は、必ず皆さんと協力しながら、業者また町で使える方向でいろいろなことを考えていかなければならないと思っております。それが、あそこを何とかしよう、最初に当選した当時に掲げていたわけですから、農業と教育関係だったら使えるのです。あと、ほかのことは駄目です。福祉もちょっと使えるのだけれども、道路のほうまで建物建てないと駄目だとか、いろいろな条件がたくさんあり過ぎて、これはいいかなと思っいろいろ話していると、途中で条件が駄目だなというふうな感じで、その繰り返しです。でも今話している中で、石井議員が質問してくれたので、職員一丸となって、あそこを何とかしようと思います。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 一番頭の痛いところだと思うのですけれども、どうしていいかわからないという状況だと思うんです。業者が来て、本当にこのキクラゲ業者が開発行為を通してそこでやってもらうということであれば、一番いいと思うのですけれども。

本当に、今の町長の話、答弁を聞くと、本当にこれ、何と言うのかな、協議会あるいは検討委員会とか立ち上げてという何かいろいろなみんなの意見を聞いて、今、町長も職員全体で何とかしていくんだと。だから、文小と文間小を利根小学校にしますよと。それは検討委員会が立ち上がっているでしょう、これは13年間も旧東文間小学校は何の対応もしていないわけだから。

それを考えると、いい方法、うまい方法でお金をかけないで、何回も言うようだけれども、お金をかけないで、業者がお金を出してライフラインを全部整えて、これではね。いづれうまく行けばいいですけれども、これうまく行かなかつたら、最終的には取り壊し、前に町長言ったように、1億円先もかかるのだと。だから今の答弁では、かけなくて業者に来ていただいて、何と言うのかな、利益を出す、雇用もできるとか、それだったら一番万歳、万歳なのでしょうけれども。

ただ、跡地利用計画案として三つあって、一つ目が農業の振興の拠点づくり、もう一つは福祉の拠点づくり、三つ目が暫定活用としては地域住民への開放。このような形で計画は示されているのですけれども、これはあくまでも計画案で、その三つの中で何とか旧東文間小学校を立ち上げていくんだと、これは本当にどうしていいかわからないぐらいな難しい問題だと思うのですけれども、何回も聞いてもこれ以上前に進むのはどうかなと思うのですけれども、最後に町長、お願いします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） とにかく今、石井議員おっしゃったように、お金かけなくて町民のプラスになるような、町がプラスになるようなことを考えながら、粘り強くやっていきたい。協議会も、立ち上げることは立ち上げます。あれ跡地利用に入っていないのだけ、三つの中に、東文間はまだ入っていないので、これから東文間単独で考えていく。

農業の町なので、このキクラゲがまだ業者やっていますので、これが駄目という言い方はおかしいですけれども、農業関係というものをあそこで考えたいと思っています。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ですから、跡地利活用の計画案としては、先ほど3点の中で農業振興の拠点づくりというような形で、ただ、それは何をやったらいいのかというのは、やはり検討委員会なりそういうのを立ち上げて、あそこだけないのですから、だから、そういう皆さんの町民の意見をよく聞いた中で、何とかあそこを町長が使っていくのだと、答弁では取り壊して全然更地にはしないのだということなので、ですから何とか利活用をして、旧東文間小学校を立ち上げていくのだと、そういうことの考えで間違いないですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 間違いないです。何とか使っていきます。これから夢を持って、目標を立てて、計画を練って一步一步進めていきたい、そういうふうに考えています。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 町長の考えは分かりました。やはり一つでも前に進むように検討委員会なり立ち上げて、あと職員みんな一生懸命やってもらっている、そうなれば、まだ潰れるのではなくて、生きて使えるようにしていくというのは町長の考えでしょうから、頑張ってくださいなとそのように思います。

2点目の利根中学校の武道場について。

武道場の一般開放で、剣道、空手の練習をしていると。夏の練習は、暑さと北側のサッシを開けると虫が非常に多く入ってきて、練習するのに困っていると。武道場の開放は、年間何日間利用されているのでしょうか。また、利根中学校でクーラーの設置されていない教室は、武道場、技術室の2教室であり、設置する考えがありますか、お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えをいたします。

令和3年度の利根中学校武道場の開放状況になります。年間を通して2団体が利用しております。空手1団体が毎週日曜日、剣道1団体が毎週水曜日と土曜日の利用でございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響等で施設の休止期間などもありましたので、年間90日間の利用となっております。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

3か年実施計画において、利根中学校武道場長寿命化改良工事を予定しており、併せて、武道館のクーラー設置工事を計画しているところです。また、技術室につきましては、武道場の工事の後に設置したいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、答弁で、3年間の事業ですか、3年後、その辺何年に予定しているか話してください。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） クーラーの設置については、平成7年度に利根中学校武道場長寿命化改良工事を予定しておりますので、武道場のほうは平成7年度、その際に今現状もキュービクルの容量が不足しておりますので、そこでキュービクルの設置も行います。その後に技術室の設置を考えております。（「失礼しました、今平成とおっしゃった」と呼ぶ者あり）令和7年と令和8年です。失礼いたしました。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 令和7年に設置する計画があるというようなことなのですが、私も現場見に行ったんです。北側のグラウンド側、網戸が掃除とか何かしていなくて、本当に非常に汚れている。あれ取り替えたことないでしょう、張り替えとか。

それと心配しているのは、それを開ける、虫が掃くほど入ってきちゃうんだと。北側グラウンドで田んぼとか農地がある、だから剣道で中には高齢者の人もいるわけです。だから、環境整備というよりも、何と言うのかな、環境を整備して、クーラーを整備してもらえれば、練習とかにしても、結構虫を掃きながら相当入ってきちゃうと、だからその辺があったので、令和7年というのとあと3年もたつわけだから、だからその辺の要望としては何とか早くつけてもらいたいなということなので、できれば何とか早くつけてやって、環境的にも、剣道とか高齢者もいっぱいいるわけですから、だからその辺もあるので、何とか環境整備もしてもらって、安心して練習ができるような体制をつくるのも町民のためでしょうから、その辺どうですか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） おっしゃるとおりだと思います。網戸につきましては、今年夏以降、剣道のほうからそういうお話がありましたので、全部網戸については新しくさせていただいたという状況になります。

クーラー等の設置工事につきましては、先ほども言ったとおり、現状でクーラーをつけるキュービクルの容量がないという状況になっておりますので、これにつきましては、先ほど答弁したとおり、令和7年度と令和8年度の予定でつけさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 何とか早くしてもらいたいというのは、剣道あるいは空手もそうでしょうけれども、あの暑さの中で閉め切ったらとても健康上にも悪いし、環境整備をやるのも町民のためでしょうから、あと3年間というのも、今予算編成時期だから、何とか町長できないでしょうかね。町長、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） キュービクルという電気は答弁させますけれども、道場だけについているものではなくて、校舎も一緒になっていて大きいものなのです。いろいろなどころ見ていると、結構、文化センターやら何やらいろいろなところが30年以上たって、どこも維持管理とか部品がない状態にまで来ていますので、今1個ずついろいろなところ、文化センター、図書館、コミュニティーセンター、庁舎、この庁舎もそうなのですが、予算が出ればというところなのでしょうけれども、来年度、庁舎やるということで、庁舎は借金できないのです。現金で基金をため込んで、10億円近い金を出すわけです。だから一つずつ順番順番に今やっているところなので、どのぐらいかかるものかというものをまず聞いて、そこから判断していきたいと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 何とか今町長が答弁されたように、武道場についてもできるだけ早く環境を整えてやっていただければと、ですから方向的には、今町長の答弁では、何とかいい答弁であったと、何とか早くつけてもらえるような感じが受け取れたので、これで質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を10時50分とします。

午前10時33分休憩

午前10時50分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告、11番船川京子議員。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） 10番通告、11番船川京子です。

それでは通告順に従って質問をさせていただきます。

まず、最初の質問、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてお伺いいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じ水痘带状疱疹ウイルスを原因として発症します。子供がかかることが多い水ぼうそうは、大抵1週間程度で治りますが、回復後もウイルスは消えず、生涯、体内に潜伏します。日本人成人の90%以上は抗体を有していると言われておりますが、獲得免疫は年齢とともに弱まり、带状疱疹を発症するリスクが高くなる傾向にあります。50歳代から発症率が高まり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症すると言

われており、免疫力が低下すると再発症の可能性もあります。治療が長引くケースや治った後にも長期間痛みが残ることもあり、日常生活に支障を来すため、発症を予防することが大変重要だと考えます。

免疫力を低下させないためにはストレスを減らすことが効果的ではあるものの、コロナ禍の中で誰もがこれまで以上のストレスを感じ、特に御高齢の方にとっては大変大きなストレスがかかっていると感じています。

そこで、带状疱疹ワクチン接種が、予防策としては有効です。発症率が高くなる50歳以上の方を対象とした任意接種でのワクチン接種により、水痘带状疱疹ウイルスへの抵抗力を高め、病気の発症や带状疱疹後の神経痛など、後遺症の予防に効果を発揮します。

ワクチンは2種類あり、一つは、乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」、生ワクチンのため、免疫機能に異常のある疾患を有する人や免疫抑制を来す治療を受けている人は接種ができません。もう一つは、乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス」、平成30年3月に薬事承認され、不活化ワクチンで免疫機能が低下した人にも使え、発症予防効果及び効果期間ともに、生ワクチン「ビケン」より高い数字になっています。「ビケン」は皮下注射で接種は1回、費用は約8,000円から1万円、「シングリックス」は筋肉注射で2か月の間隔を空け2回の接種が必要となり、費用は1回約2万円から2万5,000円で、合計約4万円から5万円かかります。接種費用は現在、任意接種のため、全額自己負担となります。

また、国の取組としては、平成28年6月から带状疱疹ワクチン接種を定期予防接種化することに関して厚生科学審議会にて検討され、今後も継続審議がされると理解はするものの、国の結論にはまだまだ時間がかかると考えます。高齢化が進むコロナ禍の中において、発症のリスクが高まると心配の声が大きく聞こえている中、現時点では全額自己負担であり、多くの方が高額な接種費用に悩まれていると感じています。

利根町においても、接種費用の負担を軽くしてほしいとのお声をたくさんの方からお聞きしています。全国に目を向けると、带状疱疹ワクチン接種の費用助成を行う自治体が、徐々にではありますが、広がりを見せています。

町民の皆様の健康を守るためにも、コロナ禍というストレスの負荷も考慮いただき、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長狩谷美弥子君登壇〕

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、船川議員の御質問にお答えします。

現在、带状疱疹予防として承認されているワクチンは、2種類ございます。平成28年に承認された水痘ワクチンと平成30年に承認された带状疱疹ワクチンで、いずれのワクチンも水痘、带状疱疹ウイルスに対する細胞性免疫が上昇したと報告されており、平成28年3

月から50歳以上の方が任意予防接種として受けることが可能になっています。

町内の医療機関における任意接種の費用でございますが、水痘ワクチンは1回接種で8,000円から8,800円、帯状疱疹ワクチンは2回接種が必要で1回2万1,000円から2万1,500円で合計で4万2,000円から4万3,000円程度となります。

なお、水痘ワクチンは、明らかに免疫機能に異常のある疾病を有する者及び免疫抑制を来す治療を受けている者に接種してはならないという接種不相当者が決められているため、希望する全ての方が接種を受けられるわけではありません。

任意予防接種として受けることができるようになっておりますが、県が実施しました公費助成状況調査によりますと、令和4年7月1日現在で、県内で接種費用を助成している市町村はございませんでした。全国的には、費用の一部を助成している自治体もあることは認識しておりますが、現在、国の厚生科学審議会において、有効性、安全性、期待される効果及び導入年齢、生ワクチンと不活化ワクチンに関してさらに検討する必要があるため、継続審議中でございますので、他自治体の状況についても情報収集を行いながら、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の課長の答弁だと、利根町としては、国の動向を注視しながらというところにとどまっていて、町としてどうするのかというところまではっきり聞こえてこなかったような印象を持ちましたが、確かに、国に対しては定期接種を強く求めていくという姿勢は、どこの自治体でも持っていると思います。ただ、現状、まだまだ国の決定には時間がかかるのではないかなと考えています。

そこで、これは財源の話なのですが、具体的な例を挙げますと、コロナ禍のストレスなども患者増加につながっているこの現状の中で、地域の実情に応じたコロナ対策などに使える国の地方創生臨時交付金を財源に助成事業を行う自治体も増えているということで、埼玉県的美里町ではこの同交付金を活用して今年7月から助成事業をスタート、50歳以上が生ワクチン、不活化ワクチンを接種する場合1回1万円を上限に費用の2分の1まで助成するという、このような取組を始めた自治体もありますが、政策企画課長としては、このような交付金の活用で帯状疱疹ワクチンに助成するという、このことについてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、コロナ交付金を使ってワクチン接種のほうをしている市町村があるのは存じ上げております。ただ、利根町におきまして、今現在、コロナ交付金を使用してやるということも可能ではございますが、財源がコロナ交付金だから1回こっきりという形になってしまいますと、コロナ交付金が出なかった次の年、そのとき

にはまたワクチン接種ができないという形になります。その辺につきましては、先ほど保健福祉センター所長が答えておりますように、今後、他の自治体の情報収集しながら、できれば財源の面から見れば定期接種、国のほうに合わせてやったほうがいいのかなどというふうには考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 確かに期限を設けるわけにはいかない取組だと考えますので、将来的な継続性を考えると安易な判断はできないということは、大変よく理解します。ただ、現場は、やはり利根町は高齢化率も高いし、おひとり暮らしの高齢者の方も800人いらっしゃるということで、コロナの場合は、本人が手指消毒やマスク、そして外出を控えるなどの努力をすることにより、ある程度本当に予防を講じられると思うのですけれども、带状疱疹の場合は、そのストレスが追い風となって、自分の体の中にあるものが動き出すという全然状況が違う中での予防接種であると考えていますので、できればもうちょっと前向きに御検討いただけたらありがたいなと思っています。

そこで、この質問の最後に、町長にこの带状疱疹ワクチン接種に対するお考えをお聞きしたいと思うのですが、その前に、後遺症に対して一つ例をお伝えさせていただきたいと思っております。

国立がん研究センター中央病院の感染症部医師が、このように発言しています。带状疱疹は、带状疱疹後の神経痛のほか、目にできれば角膜炎、耳にできれば難聴の原因にもなり、油断できない。高齢者には、ワクチン接種が何より重要。まずは、自治体の助成で受けやすくした上で、定期接種化を急ぐ必要がある。このような指摘をされています。

保健福祉センター長の答弁と政策企画課長の答弁で、町の姿勢としては理解をするところですが、もう一押し町長の心に響くような質問をしたいと思い、このように申し上げましたが、最後に、町長はどのようなお考えをお持ちになっているのか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほどの答弁でもございましたように、带状疱疹ワクチンについては、国におきましては任意予防接種に位置づけられておりますが、ワクチン接種を希望される方が接種を受けやすい環境を整えることは、町民の皆様が健康に過ごすための有効な手段の一つと考えておりますので、町民の皆様の安心安全につながるよう、町としましても、国や近隣自治体の動向に注視してまいりたい、また、検討してまいりたい、そういうふうには考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 最後に、検討してまいりたいという一言を町長からいただきましたので、これは、町が助成することも視野に入れながら検討を進めていきたいと私は受け止めましたが、そのように理解してよろしいのでしょうか、町長。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 茨城県内でも令和5年4月から小美玉が今検討中ですが、やるという、助成するというで聞いておりますので、その辺も参考にしながら、やるという検討をしながら、町ではどのぐらいの患者さんがいるのか、私も带状疱疹で神経痛になったことが1回あります。結構ずっと一、二年神経痛だなど思うようなことがありましたので、高齢者多いということも分かっていますし、町民、住民の皆さんが本当にこれは必要だということは、前向きに検討しながら行っていきたいと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 町長御自身が経験がおありということで、痛いほど町民の方の気持ちがお分かりになるのではないかと、そのような印象を持ちましたので、ぜひ将来的に、できれば近い将来、対応していただければと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種の取組について。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスに感染することが原因でかかり、早期にはほとんど自覚症状がありません。公益社団法人日本産科婦人科学会の公表では、国内で年間1万人以上の女性が罹患し、約3,000人の命が脅かされ、2000年以後、患者数も死亡率も増加しているとのこと。2013年4月1日、予防接種法の一部が改正され、子宮頸がんワクチンの定期接種が開始されました。多様な副反応などによる症状が報告されたことなどから、2013年6月に、国は子宮頸がんワクチン接種に対する積極的勧奨を差し控えるとの通知を出しました。それから8年経過し、昨年11月、厚生労働省が子宮頸がんワクチン接種を個別に呼びかける積極的勧奨を再開するとの報道があり、本年4月から約9年ぶりにワクチン接種が再開されました。

では、（1）の質問をさせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種対象者には、市区町村からの案内と認識をしていますが、町の対応をお伺いいたします。また、積極的勧奨の差し控えにより、公平な接種機会を確保するために行われるキャッチアップ接種についての対応も伺うとともに、個別通知後の接種率もお伺いいたします。

限られた時間の中での質問なので、私の質問の内容と答弁が重なる部分は、恐縮ですが省略していただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、船川議員の御質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がんの発症は、議員もおっしゃったとおり、ヒトパピローマウイルスが関わっています。このウイルスは、子宮頸がんの患者さんの90%以上で見つかることが知られており、ヒトパピローマウイルスが長期にわたり感染することで、がんになると考えら

れております。

御質問にあります、ヒトパピローマウイルス、HPVワクチン、いわゆる子宮頸がん予防ワクチンは、このウイルスに感染することを予防するものでございます。キャッチアップ接種は、子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方々に公平な接種機会を確保する観点から、従来の接種期間の対象年齢を超えて公費で受けることができるものであります。予防接種法施行令の一部改正により、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間実施されます。対象者は、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの女性となります。また、特例措置が設けられており、現在定期予防接種の対象者であっても、令和7年3月までの間に対象年齢から外れる方でワクチン接種が済んでいない場合は、キャッチアップ接種の対象として接種することが可能となります。

キャッチアップ接種の当町の対応でございますが、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの女性のうち、3回の接種を終了していない方440名に、令和4年5月から7月にかけて、段階的に個別勧奨通知を発送いたしました。個別接種以外では、「広報とね」、町公式ホームページ、町情報メール一斉配信サービスで周知をしております。

なお、接種場所でございますが、町、県医師会との契約締結ができていない県内の医療機関で、町内には3か所ございます。

次に、個別通知後の接種率についてお答えいたします。

令和4年4月6日に、予防接種法に基づく標準的な接種開始時期である中学1年生相当年齢の女性と今年度定期接種の最終学年である高校1年生相当年齢の女性のうち、3回の接種を終了していない方111名に個別勧奨通知を発送いたしました。通知発送後の接種率ですが、令和4年11月30日現在、1回接種が13人で4.9%、2回接種が11人で4.1%、3回接種が7人で2.5%です。キャッチアップ接種の対象者の接種率は、1回接種が29人で8.8%、2回接種が16人で3.6%、3回接種が1人で0.2%となっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） きめ細かい対応、積極的勧奨の対応に、これは、その尽力に感謝申し上げたいとは思いますが、著しく接種率が低いとの印象も否定できない気がします。ただこれはいろいろな経緯の中での接種なので、本人の意思ももちろんのこと、御家族や保護者の方の意見も反映されていると思うので、ここは粛々とお知らせをしていくという対応になっていくのかなと思います。

それで、二つ目の質問をさせていただきます。

厚生労働省は、来年4月1日から、従来のワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチン、シルガード9の無料接種を行う方針を決めています。従来の定期接種である2価、4価ワクチンの対象年齢及びキャッチアップ接種の対象年齢を考慮し

た上で、この9価ワクチンの定期接種の情報提供も含め、対象者への通知を積極的に行う必要があると考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それではお答えいたします。

9価HPVワクチンは、現在、定期予防接種に用いられている4価ワクチンにさらに5種類の型が加わり、合計9種類のウイルスの型に対して感染予防効果を持つワクチンです。国際共同臨床試験において、4価HPVワクチンと比較して、9価HPVワクチンのほうがウイルスの型に対する有効性が高いとされております。

船川議員がおっしゃるとおり、現時点で、9価HPVワクチンは予防接種法の定期接種に位置づけられておりませんが、厚生労働省の審議会での議論を踏まえ、令和5年4月から定期接種を開始できるよう準備が進められています。

今後の9価HPVワクチンに関する町の対応でございますが、国の予防接種法改正にのっとり、県医師会や町内の医療機関と調整した上で接種体制を整備したいと考えております。また、9価HPVワクチンの特性、有効性、安全性を理解してから接種できるよう、個別通知、「広報とね」、町公式ホームページ、町情報メール一斉配信サービスなどで周知する予定でございます。

現在、9価HPVワクチンは任意接種であるため、全額自己負担となっておりますが、今後、定期予防接種に位置づけられますと、公費負担による接種となります。9価HPVワクチンの単価はまだ未定ですが、任意接種で1回3万円前後しますので、3回接種で1人当たり9万円前後を町が負担することになりますので、これを見込んだ子宮頸がん予防ワクチン接種にかかる費用を予算計上する予定でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 現在、任意接種なので、3万円で3回で9万円。ただ、先ほども申し上げましたが、年間1万人以上の女性が罹患し約3,000人の命が脅かされているというこの現状を考えると、やはり積極的な勧奨を行い、来年、任意接種から定期接種になるわけですから、町としてもしっかり予算化をしていただきたいと思います。

そして、決算時にたとえ不用額が生じたとしても、可能性があるのであれば、この対象となる女性に、一人でも多くの方にこの予防接種を打っていただきたいと思いますので、不用額が発生する可能性があるとしても、しっかりと予算化に取り組んでいただきたい、そのように考えますのでよろしくお伺いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

AED附属品として、三角巾の配置についてお伺いいたします。

町では心肺停止者の救急救命のため、23台のAED、自動体外式除細動器を町公共施設、小中学校校舎、体育館及び町内2か所のコンビニに設置し、救命率の向上を図り、救急救

命に役立つ環境が整えられていると認識をしています。

傷病者の心肺停止機能が目撃された時点から救急隊が心肺蘇生を開始するまでの時間は、AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに、救命率は10%ずつ低下すると言われていきます。総務省令和3年版救急救助の現状では、119番通報をしてから救急車が到着するまでの平均時間は8.9分と明記されています。救急隊員が心肺蘇生を開始するまでの時間が10分以内の場合の生存率は12.3%から15.2%，10分を超えると10.9%，15分以上が経過すると5.6%と大幅に減少すると言われていきます。心肺停止からの蘇生は1分1秒を争うため、傷病者が女性でもちゅうちょすることなく、適切かつ速やかにAEDを使用することが大変重要だと感じています。しかしながら、緊急時とはいえ傷病者が女性の場合、胸部素肌に直接パッドを貼り、スイッチを押すことにためらう人が多いことも現実です。

AED使用に対する心理的抵抗感の軽減を図り、傷病者、特に女性のプライバシー保護や素早い処置につなげるため、AED附属品として三角巾の配置を望むところですが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それではお答えいたします。

AEDを使用する際には、AED本体に附属するパッドを右前胸部と左側胸部の2か所に装着し、素肌に密着させた状態で使用いたしますが、女性にAEDを使用する際は、素肌に直接貼り付けることが可能であれば、衣服を全て脱がす必要はないとされております。

しかし、議員がおっしゃるとおり、緊急時とはいえ傷病者が女性の場合、胸部素肌に直接パッドを貼るなどの行為に対して抵抗感を持つ方も多いと思います。そこで、町としましても、女性へのAED使用に対する救助者の心理的抵抗感の軽減を図り、女性に対するプライバシー保護に配慮した迅速な救命活動を実施するため、来年度より町内23台のAEDケース内にプライバシー保護用の三角巾を配備いたします。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 配慮していただけるということで、とてもうれしく感じます。特に今、町長もおっしゃったのですけれども、女性の衣服、緊急時には、たしか中にはさみも入っていて、衣服を切るような形になると思うのです。そうした場合に、この三角巾というのは寄与できるアイテムだと思いますので、よろしくお願いします。

AEDに関連するのですけれども、AEDを使用する際には必要に応じて、今答弁いただいたように、三角巾が使われるように、その使用目的や方法を明示していただくと、さらに効果的ではないかと考えております。また、最初から三角巾が配備されていることを知らされていることで、女性傷病者に対しての心理的抵抗感の軽減につながるのではないかと考えます。

広報の対応も重ねてお願いしたいと思いますが、この2点について、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

AEDケースの中には、三角巾のほかに、プライバシーに配慮した使い方のリーフレット、こちらを入れる予定でございます。また、周知につきましては、「広報とね」及びホームページへの掲載等に対応したいと考えております。また、普通救命講習等の際に、講師である利根町消防署の職員の方にも周知の協力をお願いしたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 説明のリーフを入れていただけることも大変有効だとは思いますが、緊急時にとてもじゃないけれども確認している、そういった状況は難しいのではないかと思いますので、やはり広報が大切かなと思います。その意味でも、今、課長がおっしゃってくださったことを対応していただければ、より広く皆さんに知っていただけたと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

そこでなんですけれども、次の課題として、このAED、深夜、早朝、休日にコンビニ以外でも24時間使用可能な屋外設置など、AEDが素早く心停止の現場に届く仕組みの構築やAEDを使った救命処置をできる人を増やすことなどの必要性も感じています。これら2項目については、屋外設置における安全性の確保やコロナ禍でなかなか体も近づくので、AEDを使った救命処置の訓練の機会というのも持ち難いということは理解をするところですが、機会を改めて素早く届く仕組みの構築と処置をできる人を増やすこと、これについては、またお尋ねしていきたいと思っておりますが、現時点においてはどのようにこの2点についてお考えになっているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

24時間使用可能な屋外への設置につきましては、防犯上の問題や設置したことによる劣化や破損なども考えられることから、現在は管理上難しいと考えております。また、使用できる人を増やすことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況から、現在、利根消防署による講習等が制限をされております。

AEDの屋外設置が可能となり、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きましたら、一般住民の方にも講習を受けていただけるような環境を整えていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 課長のおっしゃるとおりだと思います。屋外設置は、本当に必ずしも安全性が担保できるかといったら、そうとは限らないいろいろな状況があると思えますし、また、処置をできる人を増やすことも、今は環境的に厳しい状況の中にあるかなと感じています。ただ、せっかくAEDを設置していただき、また、女性のプライバシーにも配慮していただくのですから、使える人を増やすことがとても重要なことだと感じて

います。

この議会の中にも防災士連絡協議会の副会長もいらっしゃるのですが、何とか私たち議員も皆が使えるように、私も防災士なんですけれども、記憶が薄れて、恐らくこういった現場に出たときに動揺してうまく対応できないのではないかと感じておりますので、今後、コロナの状況を見て、ぜひとも訓練を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。さらなる救急救命に役立つ環境整備の強化を期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

生理の貧困に対する支援体制についてお伺いいたします。

近年、様々な理由から生理用品が購入しにくい女性の支援を求める声が広がり、生理の貧困という言葉が耳にするようになりました。経済的な理由により困窮している女性や学生、児童生徒だけではなく、父子家庭の子供や母親に頼れないネグレクトなど家庭環境が影響している場合もあるとの見解も聞かれます。

全国を見渡すと、学校や公共施設などに生理用品を配備している自治体も多く、急速な支援の広がりが見えます。本町でも、学校の保健室などで指導を行いながら、必要に応じ提供していることは認識しています。しかしながら、子供に限らずデリケートな問題であるからこそ、なかなか声を上げられない女性がいる可能性を否定できないと感じております。具体的な支援方法については、教職員や保健センター職員はじめ現場に携わるプロに委ねることが望ましいと考えますが、支援に必要なある程度の品質のよい生理用品の確保には予算化も必要になると考えます。

では、(1)の質問をさせていただきます。

継続的な生理の貧困に対する支援体制の整備を望みますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 小中学校の生理用品についてでございますが、利根町の小中学校につきましては、トイレへの生理用品の設置は現在行っておりません。理由といたしましては、不特定多数が触れる可能性のある場所に生理用品を置くのは衛生面で不安があり、また、複数箇所への設置は在庫状況の把握管理が難しく、万が一トイレに流すなどの行為があると、トイレが詰まり、修繕工事等が必要になる可能性が考えられるため、保健室に常備している状況がございます。生理用品を保健室に置くメリットといたしまして、生理用品を取りに来た子供たちの体調不良の状況などについて把握、指導するためのよい機会となっていることが挙げられております。

今後につきましても、今までと同様、学校側に需用費、消耗品費の予算を計上しておりますので、配当予算を活用し、生理用品等の購入をしていただくよう、各学校の管理職あるいは養護教諭に説明を行い、対応してまいります。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、教育長は、学校での継続的な生理の貧困に対する支援体制のお話だったと思うのですけれども、私の質問は、先ほども申し上げましたが、学校のみならず町としての対応をお尋ねしているので、例えば、全国を見ると、公共施設などに配備している自治体も急速な広がりを見せています。必ずしも置き型の支援を望んでいるわけではありませんが、公共施設においての支援体制についても町のお考えをお聞きしたいと思います。

中にはいろいろな取組をしていて、カードを窓口で渡して、本当に分からないようにそれを出すことによって生理用品と交換できたり、アプリを使って対応している自治体等もありました。ですから、町としての取組として、学校以外のところでの取組についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、生涯学習施設についてでございますが、来年度からの配備に向けまして体制を図っていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 体制というお話がありましたが、具体的にもうちょっと現場の雰囲気は伝わるようなお答えいただけますか。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えします。

今、現在ですと、学校とは違いまして、生理用品というものの用意がされていない状況でございますので、先ほど議員が言われましたように、配備の仕方であったり、置き方につきまして細かいところの打合せが必要になってくると思いますので、そういったことを図っていきながら来年度から配備していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 先ほども申し上げましたが、とてもデリケートな問題なので、それと教育長もおっしゃっていたように、衛生面等を考慮した場合に、私も必ずしも置き型を推進しているわけではございませんので、現場における女性の意見も聞きながら、生理の貧困を課題として抱えている女性に届くような体制を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（2）の質問に移らせていただきます。

町で管理する防災備蓄品の中にも生理用品が用意されていると認識していますが、メーカー各社による使用期限の目安は3年から5年程度とし、防災備蓄品などとして利用するものには10年程度とされているものもあります。これらの期限が過ぎてもすぐに使えなくなることはないとはしていますが、ある程度の期間が過ぎたものは入れ替えることになると思います。

この入替え時期に困窮者を対象に必要な人に届く支援品としての活用が望ましいと考え

ますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それではお答えいたします。

町で現在備蓄している生理用品の推奨期間は3年となっております、令和6年6月が使用期限の目安となります。現在、町では、生活困窮者相談事業を町社会福祉協議会で行っております、困窮者からの相談時にはフードバンクなどの案内に加え、女性の方には生理用品の支給も必要に応じて行っております。

令和3年度の生理用品支給の実績としまして、家計応援フードパントリーにおいて、困窮した子育て世帯18世帯69名に案内し、県などから支給された生理用品を必要な世帯に支給をしております。

町で備蓄している生理用品についても推奨期間の期限が近づきましたら、社会福祉協議会で受入れ可能とのことですので、提供できる体制を構築してまいります。また、教育委員会にも同じタイミングで照会をかけたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 社協で活用していただけるということはとても望ましいことだと思うのですが、これは、県の予算でできるのではないのでしょうか。社協でお渡ししているのは町の予算ですか、分かりますか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） お答えいたします。

先ほどの社会福祉協議会での生活困窮者に関する相談のときに配付しているものは、これは、県が業者のほうから寄附されたものが県から町のほうに支給されたものを社会福祉協議会のほうへ配付のほうをお願いしているような状況でございます。数につきましては、その年によって決まりはございませんので、県のほうからいただいたものを、社会福祉協議会のほうで生活困窮者からの相談を受けたときに、フードパントリーですとかそういうものと一緒に御相談させていただいて、希望者に配付しているような状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 県のほうから配付されているもので対応されている部分は、最大限に県のもを活用していただきたいとは思いますが、先ほど防災危機管理課長がおっしゃったように、学校教育課のほうにも活用の道を構築される予定であるということなのですが、教育現場におけるこういった学びの機会などに試供品として配付する、そのことによって、支援を求めやすい環境の、ささやかではあるけれども道ができるのではないかと、そんなふうな印象も持っておりますが、学校教育課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 現場で適正な体制が図れるよう、養護教諭等も連携して、

防災危機管理課からそういうものがありましたら、対応してまいりたいと思います。

今、現状でも、養護の教諭さんは、議員がおっしゃったように、試供品などをもらって、それを子供さんに配っているという状況ですので、その辺対応していきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 私もこの質問をさせていただくにあたり、中学校、小学校の養護教諭、保健室の先生とお話、調査をさせていただきましたが、今、課長がおっしゃったとおりに、本当に困った子供たちが求めやすい環境整備のための対応をされているとの印象を強く持ちました。そういった意味で、防災備蓄品などとして活用されているものもサンプルとして活用していただけたりすることによって、また、支援を求めやすい環境づくりに寄与できるのではないかと思います。

先ほど生涯学習課長がおっしゃっていた、これからいろいろ検討されるのではないかなと思いますが、やはりここでも大切なのは、求めることによって支援を受けられる体制を、生理の貧困で悩んでいてなかなか表には出てこない女性に伝わるような広報の仕方、そこが仕組みづくりとしては最も大切なところなのではないかなと考えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。生理の貧困に対する優しい環境整備をお願ひいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは最後の質問をさせていただきます。

児童生徒のてんかん発作対処法について。

てんかんは、突然意識を失って反応がなくなるなどのてんかん発作を繰り返し起こす病気です。原因や症状は人によって様々で、乳幼児から高齢者まで、どの年齢層でも発病する可能性があり、患者数も100人に1人と誰もがかかる可能性のある病の一つです。

文部科学省は、学校などで児童生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員が迅速に鎮静させるための治療薬ブコラム口腔用液を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を7月19日付で発出し、周知を呼びかけています。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の患者向けガイドでは、ブコラムの使用方法として、1、口の周りの汚れなどを拭き取り、子供の頬をつまみ広げる。2、下の歯茎と頬の間にゆっくりと全量を注入すると説明しています。教職員によるブコラムの投与については、使用条件として、保護者が学校などに対し、医師から受けたブコラム使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくことや、ブコラムを使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させることなどのほか2項目を加え、全4項目の条件を挙げ、満たされている場合には、緊急やむを得ない措置として医師法に違反しない旨も通知されています。

学校では従来、緊急やむを得ない措置として、座薬てんかん治療薬の使用は認められていましたが、投与30分以上経過しないと有効な濃度に達しない場合が多く、けいれん重積時に効果があるという根拠は乏しく、また、けいれんが起きているときの使用は困難が伴うものです。乳幼児期に発症する難治性てんかんの一つ、ドラベ症候群の患者家族会の会

長は、ブコラムについて次のように述べています。「これまで学校現場では、座薬が使えたものの使用に関しては煩雑であり、口から投与できるブコラムは容易になった」と現場での活用が広がることを訴えています。

町における児童生徒のてんかん発作対処法についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

児童生徒のてんかん発作対処法についてですが、令和4年11月14日付で茨城県教育委員会教育長より、学校におけるてんかん発作時の口腔用液ブコラムの投与についての文書が送られてきましたので、早速、各小中学校へ文書を送付いたしました。その後、11月24日木曜日に開催されました校長会において、この文書の趣旨説明をし、情報共有を図りました。

今後につきましては、保護者から、学校に対して、医師による留意事項に記した書面の提出等があった場合には、当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、書面で指示を受けていること、2番としまして、当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には該当児童にブコラム口腔用液を使用することについて、具体的に依頼していること、3として、当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム口腔用液を使用すること。当該児童等がやむを得ずブコラム口腔用液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること。ブコラム口腔用液の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること、4番として、当該児童等の保護者または教職員等は、ブコラム口腔用液を使用した後、該当児童等を必ず医療機関で受診させること。

以上、四つの条件を満たす場合には、医師法違反とはなりません。実施に当たっては、当該児童のプライバシー保護に十分配慮がされることを注意してまいります。また、教職員の方々には、研修会を開催するなど、てんかんに関する理解を深めていただくようお願いいたしました。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） スピーディーな対応、大変うれしく感じます。早速対応していただいて、これで一つ安心安全な環境が進んだのではないかなと感じます。

そこで、てんかん発作対処法について今お尋ねしたのですが、小中学校では、てんかんだけではなくて、重篤な症状になり得る疾患を有する子供たちのいる可能性もあるのではないかと考えています。

小中学校では、そういった心配な病を抱える子供たちにどのような対応されているのかお伺いしたいと思うのですが、恐らくお答えをいただいたら私は発言ができないと思いますので、教育長の答弁をいただいた上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 船川議員おっしゃいますように、学校には、てんかんでなくて、心臓、肺疾患、アレルギー疾患などで生命に関わる重篤な症状に至ったり、食事、運動に制限のある児童生徒、在籍する場合が少なからずございます。いずれにしろ、人命に勝る貴いものはございません。こうした疾患を有する児童生徒につきましては、就学時健康診断あるいは保健調査票、定期的な健康診断などで把握をします。

学校での特別な配慮対応が必要な場合には、保護者が、主治医に学校生活指導管理表なるものの提出をいただきます。現在、利根町で、この学校生活指導管理票の提出をいただいている児童生徒は、小学校で11名、中学校で7名、計18名ございます。疾患の中身として、10名が心臓、肺、8人が食物アレルギーとなっております。いずれにしましても、児童生徒の事故がないよう、緊急の場合には救急車の派遣ということを第一に考えていきます。

船川議員の質問を機に、学校保健体制をもう一度見直して、校長会、養護教諭部会、再確認をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月20日は、議案調査のため休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、12月21日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時53分散会